

議第59号

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例案

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和28年三島市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条中「6月以下」の次に「の期間、その発令の日に受ける」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和4年9月6日提出

三島市長 豊岡 武士